

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 151 号

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則（昭和 25 年岩手県規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(加入者等)</p> <p>第 4 条 <u>郵便振替法</u>（昭和 23 年法律第 60 号）第 58 条第 1 項の規定による<u>郵便振替</u>の加入者、口座番号及び納付書等の取りまとめ等を行う郵便局（以下「<u>取りまとめ郵便局</u>」という。）は、次のとおりである。</p>			<p>(加入者等)</p> <p>第 4 条 <u>郵便振替</u>の加入者、口座番号及び納付書等の取りまとめ等を行う郵便局又は<u>貯金事務センター</u>（以下「<u>取りまとめ局</u>」という。）は、次のとおりである。</p>		
加入者	口座番号	<u>取りまとめ郵便局</u>	加入者	口座番号	<u>取りまとめ局</u>
[略]	02330-7-960001番	<u>盛岡中央郵便局</u>	[略]	02330-7-960001番	<u>仙台貯金事務センター</u>
	02340-8-960002番	<u>沼宮内郵便局</u>		02340-8-960002番	
	02350-0-960003番	<u>紫波郵便局</u>		02350-0-960003番	
	02360-1-960004番	<u>花巻郵便局</u>		02360-1-960004番	
	02380-4-960006番	<u>北上郵便局</u>		02380-4-960006番	
	02300-7-960008番	<u>水沢郵便局</u>		02300-7-960008番	
	02350-4-960011番	<u>一関郵便局</u>		02350-4-960011番	
	02360-5-960012番	<u>千厩郵便局</u>		02360-5-960012番	
	02380-8-960014番	<u>大船渡郵便局</u>		02380-8-960014番	
	02390-0-960015番	<u>陸前高田郵便局</u>		02390-0-960015番	
	02300-1-960016番	<u>遠野郵便局</u>		02300-1-960016番	
	02310-3-960017番	<u>釜石郵便局</u>		02310-3-960017番	
	02320-4-960018番	<u>大槌郵便局</u>		02320-4-960018番	
	02330-6-960019番	<u>宮古郵便局</u>		02330-6-960019番	
	02360-9-960020番	<u>山田郵便局</u>		02360-9-960020番	
	02370-1-960021番	<u>岩泉郵便局</u>		02370-1-960021番	
	02380-2-960022番	<u>久慈郵便局</u>		02380-2-960022番	
	02390-4-960023番	<u>二戸郵便局</u>		02390-4-960023番	
	02330-5-960024番	<u>軽米郵便局</u>		02330-5-960024番	
	02310-7-960025番	<u>一戸郵便局</u>		02310-7-960025番	
<p>(加入者の取扱い)</p> <p>第 5 条 加入者は、<u>取りまとめ郵便局</u>から<u>公金振替払込高通知書</u>及び<u>払込取扱票</u>（<u>払込取扱票</u>に代用すべき領収済通知書（原符）を含む。以下同じ。）の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記をし、<u>払込取扱票</u>は即日所管する広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局又は岩手県東京事務所の出納員（広域振興局若しくは地方振興局の税務部納税課長（盛岡地方振興局にあつては、税務部管理課長）、広域振興局総合支局地域支援部の税務室長若しくは県民センター所長又は企画総務部の税務室長及び岩手県東京事務</p>			<p>(加入者の取扱い)</p> <p>第 5 条 加入者は、<u>取りまとめ局</u>から<u>公金振替払込高通知書</u>及び<u>払込取扱票</u>（<u>払込取扱票</u>に代用すべき領収済通知書（原符）を含む。以下同じ。）の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記をし、<u>払込取扱票</u>は即日所管する広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局又は岩手県東京事務所の出納員（広域振興局若しくは地方振興局の税務部納税課長（盛岡地方振興局にあつては、税務部管理課長）、広域振興局総合支局地域支援部の税務室長若しくは県民センター所長又は企画総務部の税務室長及び岩手県東京事務所総</p>		

所総務行政部長の職にある者をもって充てられる出納員をいう。以下同じ。)に送付しなければならない。	務行政部長の職にある者をもって充てられる出納員をいう。以下同じ。)に送付しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後に課する岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）及び岩手県産業廃棄物税条例（平成 14 年岩手県条例第 72 号）の規定による税について適用し、同日前に課する税については、なお従前の例による。